

# 建設工事における主任技術者と現場代理人の常駐緩和・兼務に係る適用一覧

令和7年3月1日

想定される主任技術者と現場代理人の兼務の可否を明示した。

兼務できる場合:○ 兼務できない場合 ×

(ア) 主任技術者の専任を要しない工事(4,500万円未満 ※1)2件の場合

1	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者B

  

2	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者B

※パターン1を適用できない理由を整理

  

3	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者A

※パターン1を適用できない理由を整理

  

4	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者B

  

5	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者A

  

6	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者B	技術者A

※要領上可能。理由を整理

(イ) 主任技術者の専任を要する工事(いずれかの工事が4,500万円以上 ※1)2件かつ「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)専任特例③に該当しない場合

7	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者B

  

8	×	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者B

※主任技術者の兼務は認められない

  

9	×	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者A

※専任義務があるため不可

  

10	×	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者B

※主任技術者の兼務は認められない

  

11	×	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者A

※主任技術者の兼務は認められない

  

12	×	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者B	技術者A

※専任義務があるため不可

(ウ) 主任技術者の専任を要する工事(いずれかの工事が4,500万円以上 ※1)2件かつ「監理技術者制度運用マニュアル」三(2)専任特例③に該当する場合

13	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者B

  

14	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者B

※パターン13を適用できない理由を整理

  

15	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者A	技術者A

※パターン13を適用できない理由を整理

  

16	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者B

  

17	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者A

  

18	○	工事1	工事2
主任技術者		技術者A	技術者B
現場代理人		技術者B	技術者A

※要領上可能。理由を整理

※1:建築一式工事は9,000万円

※常駐義務緩和により、現場代理人が他の工事の現場代理人又は技術者等を兼務できる工事の件数は2件まで

主任技術者の専任を要しない工事が3件以上の場合

1	○	工事1	工事2	工事3
主任技術者		技術者A	技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者C	技術者D

現場代理人は兼務していないので可

  

2	○	工事1	工事2	工事3
主任技術者		技術者A	技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者B	技術者C

現場代理人(技術者B)の兼務は2件までなので可

  

3	×	工事1	工事2	工事3
主任技術者		技術者A	技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者A	技術者B

現場代理人の常駐義務緩和を適用する場合は、2件までしか担当できないため不可

  

4	×	工事1	工事2	工事3
主任技術者		技術者A	技術者A	技術者A
現場代理人		技術者A	技術者B	技術者B

  

5	×	工事1	工事2	工事3
主任技術者		技術者A	技術者A	技術者A
現場代理人		技術者B	技術者B	技術者B

現場代理人(技術者B)は3件兼務できない

### 三(2)主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

③ 例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる(令第二十七条第二項)。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項(鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道など)が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

2) 1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

3) 1)及び2)の適用に当たっては、法第二十六条第三項(鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道など)が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。